

議案第2号

平成30年度東総広域水道企業団水道用水供給事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度東総広域水道企業団水道用水供給事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 用水供給先	銚子市、旭市、東庄町
(2) 年間総供給量	銚子市 1,719,000 m ³
	旭市 6,138,834 m ³
	東庄町 1,519,324 m ³
	計 9,377,158 m ³
(3) 一日平均供給量	銚子市 4,710 m ³
	旭市 16,819 m ³
	東庄町 4,163 m ³
	計 25,691 m ³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 事業収益		2,014,130千円
第1項 営業収益		1,640,236千円
第2項 営業外収益		82,614千円
第3項 特別利益		291,280千円
	支	出
第1款 事業費用		2,340,375千円
第1項 営業費用		1,558,008千円
第2項 営業外費用		43,227千円
第3項 特別損失		735,140千円
第4項 予備費		4,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額619,994千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額54,409千円及び過年度分損益勘定留保資金565,585千円で補てんするものとする。)

	収	入
第1款 資本的収入		193,719千円
第1項 企業債		188,000千円
第2項 出資金		5,719千円
	支	出
第1款 資本的支出		813,713千円
第1項 建設費		8,531千円
第2項 建設改良費		726,026千円
第3項 企業債償還金		79,156千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
東総広域水道企業団基本計画等策定業務委託	平成30年度から 平成31年度まで	54,778千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
浄水施設更新事業	千円 188,000	証書借入	年 利 5.0% 以 内	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利債に借り換えることができる。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 186,288千円

(2) 交際費 50千円

(他会計からの補助金)

第9条 企業債利息の支払資金として構成団体の一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりと定める。

団体名	金額
銚子市	76千円
旭市	101千円
東庄町	32千円
計	209千円

平成30年1月29日提出

東総広域水道企業団企業長 越川 信一